

# 事業者における熱中症対策の義務化について 【農産局】

令和7年3月

## 1 概要

3月12日に開催された厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会において、労働安全衛生規則の一部を改正する省令案が示され、了承されました。

これにより、労働者を雇用する農業者（法人、家族経営を問わない）においても、本年6月から労働者への熱中症対策が義務付けられる運びとなりました。

## 2 制度の内容

熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処するため、労働者を雇用する事業者に対し、

- ・早期発見のための体制整備
- ・重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- ・関係作業員への周知

を罰則付きで義務付けるもの。

具体的には、厚生労働省において現在、詳細を詰めている別添の「フロー図」に、事業者が必要事項を記入し、事業所内に掲示すること等、労働者への熱中症対策の周知が必要となる。

## 3 省令改正のスケジュール

交付日：令和7年4月上旬（予定）

施行日：令和7年6月1日

## 4 農林水産省における対応方針

都道府県、関係団体の担当部局を通じて、現在の状況と「今後の対応方針」を速やかに共有。

「今後の対応方針」としては、農業の実状を反映させた「フロー図」について、厚生労働省の担当部局と直ちに調整した上で、行政機関、農業団体、農業資材店、農作業安全に関する指導者等を通じて、5月末までに事業場への掲示するよう指導を徹底し、労働者への熱中症対策の周知を図る。

担当 農産局技術普及課生産資材対策室 機械・安全ユニット  
土岐、安藤

(内 4766 PHS 85324、89200)